

表8 環境基準の達成状況(全窒素及び全磷)

(平成25年度)

区分	類型	達成期間	全窒素				全磷			
			環境基準 類型指定 水域数	達成 水域数	達成率 (%)		環境基準 類型指定 水域数	達成 水域数	達成率 (%)	
					25年度	20~24 年度 (平均)			25年度	20~24 年度 (平均)
湖沼	II	イ	2	0	0	0	2	2	100	100
		ハ	1	0	0	0	1	0	0	60
		ニ	2	0	0	0	2	0	0	13
	III	イ	1	0	0	0	1	1	100	100
		ハ	1	0	0	0	1	1	100	60
		ニ	1	0	0	0	1	0	0	20
	合計			8	0	0	0	8	4	50
海域	II	イ	6	6	100	97	6	6	100	100
		ロ	1	1	100	100	1	1	100	100
	III	イ	1	1	100	100	1	1	100	100
	IV	イ	1	1	100	0	1	1	100	100
	合計			9	9	100	87	9	9	100

資料：県環境保全課

(注) 1 県際水域(江の川, 備讃瀬戸, 燧灘北西部, 大竹・岩国地先海域, 広島湾西部)については, 広島県水域区内を水域区内を一環境基準類型指定水域とみなして判定した。

2 達成期間は次のとおりである。

- (1) 「イ」は, 直ちに達成
- (2) 「ロ」は, 5年以内で可及的速やかに達成
- (3) 「ハ」は, 5年を超える期間で可及的速やかに達成
- (4) 「ニ」は, 段階的に暫定目標を達成しつつ, 環境基準の可及的速やかな達成に努める。